

事務連絡  
平成28年10月24日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

災害により被災した視聴覚障害等への避難所等における  
情報・コミュニケーション支援について

被災した視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所等への周知等をお願い致します。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願い致します。

# 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。  
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

## 安否の確認

被災地域の要援護者を確認

## ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

## 関係者との連携

避難所等における活動

## 避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

## 情報の共有

食料・救援物資の配給など

## 機材・物品

共用品・消耗品の手配など

## 視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ  
 ・テレビ(解説放送)  
 ・乾電池(ラジオなど) 等

## 聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)  
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。  
 (「手話できます」「耳マーク」の活用)など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)  
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
 ・補聴器用電池 等